

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1 船舶設備規程</p> <p>(水中翼船の椅子席のシートベルト)</p> <p>98.4 (a) 「衝撃ヲ受ケタル場合ニ於テ拘束力ヲ保持スルベルトニシテ管海官庁ノ適当ト認ムルモノ」とは、以下の要件のいずれも満足するベルトとし、不明な場合については本局首席海事技術専門官(船舶検査官)まで伺い出ること。</p> <p>(1) 緊急ロック式巻取装置を備えたベルト又は一動作で迅速に締め付けができるベルト。</p> <p>(2) 当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを防止するためのベルト。いわゆる2点式ベルト。</p> <p>又は、当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するためのベルト。いわゆる3点式ベルト。</p> <p>(3) 自動車又は航空機での使用を想定して製造されたものであること。</p> <p>(高速旅客船の椅子席のシートベルト)</p> <p>98.5 (a) 「衝撃ヲ受ケタル場合ニ於テ旅客ガ椅子席ノ前方ニ移動スル事ヲ防止スル為ノベルトニシテ管海官庁ノ適当ト認ムルモノ」とは、以下の要件のいずれも満足するベルトとし、不明な場合については本局首席海事技術専門官(船舶検査官)まで伺い出ること。</p> <p>(1) 当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを防止するためのベルト。いわゆる2点式ベルト。</p> <p>又は、当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するためのベルト。いわゆる3点式ベルト。</p>	<p>3-1 船舶設備規程</p>	

(2) 自動車又は航空機での使用を想定して製造されたものであること。

(附則 平成 21 年 月 日)

附 2.4 (a) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、現存船であって、次に掲げる条件を全て満たす場合とする。

(1) 次に掲げる船上で速度 (対地) を確認できる設備等のいずれかを有すること。

(i) GPS (速度が表示されるもの)

(ii) レーダー (速度が表示されるもの)

(iii) 船速図及び潮汐表

(2) 検査証書の航行上の条件の欄に、運航時の速度の最大値として第 97 条の表中の最強速度を下回る速度が設定されており、かつ当該速度を超えて航行してはならない旨が記載されていること。

(3) 操舵室に、運航時の速度の最大値として第 97 条の表の最強速度を下回る速度が表示されていること。

(4) 海上運送法に基づく安全管理規程に、運航時の速度の最大値として第 97 条の表の最強速度を下回る速度が設定されており、かつ船長は当該速度を超えて航行してはならない旨が記載されていること。

心得附則 (平成 21 年 4 月 21 日)

(施行期日)

本改正後の心得は、平成 21 年 4 月 27 日より適用する。